

自治研報 かながわ

6 1977 設立総会特集
Vol.-1



神奈川県地方自治研究センター



自治研かながわ月報発刊にあたって

神奈川県地方自治研究センター

事務局長 広田 武治

(自治労神奈川県本部中央執行委員長)

永い間の懸案であった「神奈川県地方自治研究センター」は、革新自治体、学者、議員、労働団体など多くの方々のご協力のもとに憲法、地方自治法制定三十周年を記念して盛大な設立総会を開きここに神奈川における地方自治のあり方を総合的に解明し、民主的な立場に立った長期的かつ総合的な理論研究をおこなう機関として発足をみることができました。

資本主義が高度に発達した今日、全ての勤労国民が、「今日を働き、明日を健康で生きる」ためには、教育、医療、福祉、住宅、公害、環境、下水道などの都市問題が極めて良い状態にあることが大切であります。そして、この都市問題の大部分は地方自治体の仕事でありますから、これらを「極めて良い状態」にすることは、首長、議会、住民、自治体労働者の共同の作業によって作りあげていくことが必要であり、地方自治が民主主義の基盤であるといわれているところでもあります。

この研究センターは、こんにち、地方自治が直面している問題を打開するために、いま革新自治体をはじめ、各地、各界で試みられているさまざまな努力と、その経験とを照らしあわせ整理をし、長期的かつ専門的な理論研究を行い、その運動を通じて国政革新、地方自治の変革、自治体革新を促進して参りたいと考えております。また同時に、それぞれの自治体職場における自治研究活動が住民や労働者との交流をいっそう深め、発展することを願っているところであります。

「自治研かながわ月報」発刊にあたり、会員のみなさん、関係団体、個人のみなさんのいっそうのご支援をいただき「自治研究センター」の発展を期して参りたくご挨拶といたします。

自治研かながわ

6 1977 設立総会特集
Vol.-1



神奈川県地方自治研究センター

もくじ ◆◆◆ CONTENTS

「自治研かながわ月報」発刊にあたって.....	1
会員 200 名が参加して設立総会を開催.....	2
選任された新役員体制.....	3
総会によせられた各界からの励ましの言葉.....	4
規 約.....	6
1977 年度事業計画.....	7
1977 年度予算.....	8
交流報告「地方自治研究所のあり方をめぐって」	
北海道地方自治研究所事務局長 山内 敏雄.....	10
顧問団、研究講師団予定名簿.....	14
県内自治体のうごき.....	15
地方自治関係雑誌紹介.....	17
今月の統計から.....	18



熱気あふれる総会会場

会員 200名が参加し設立総会を開催！

「地方自治を住民の手に」というメインテーマをきっかけ、自治体労働者の地方自治研究活動が開始されて今年で20年。

憲法と地方自治法が施行されて30年たった今日、改めて地方自治のあり方が問いなおされようとしています。その折から、自治体労働者だけでなく、住民、労働団体、さらに学者、研究者を広範に結集した自治と都市問題の研究機関「神奈川県地方自治研究センター」が発足しました。

6月4日(土)午後2時から、横浜駅東口スカイビル8階会議場で、神奈川県地方自治研究センターの設立総会が開かれました。この自治研センターは、長洲一二県知事をはじめ横浜・川崎・鎌倉・藤沢の各市長らが“よびかけ人”となり、自治と都市問題についての専門的研究をすすめるためのものです。

去る5月3日(祭)に、憲法と地方自治法施行30周年記念日にあわせて設立のための発起人総会が開かれ、その席上「自治体関係者、学識経験者ばかりでなく、広く住民が参加して地方自治を見直し、創造的な政策をつくりあげていこう」というアッ

ピールが採択されました。そして、学識経験者、労働団体代表、自治労の3者からなる準備委員が選出され、設立のための準備をすすめてきたところでです。

設立総会に参加したのは、設立よびかけ人や準備委員、そして加入を申込んだ会員、あわせて200人。会場には自治体改革を期待する人々の熱気があふれていました。

まず司会の山本茂自治労県本部副委員長から開会の言葉があり、座長に高野博司書記長を指名しました。

満場一致で

規約・事業計画・予算を承認

初めに準備委員会を代表して諸星充司県評議長があいさつ。続いてよびかけ人のひとりである伊藤三郎川崎市長が力強い激励の言葉をのべました。さらに来賓として出席した岩垂寿喜男代議士、和田静夫参議院議員、大島明守地方自治センター次長のあいさつをうけ、多くの祝電が披露されました。

続いて準備委員会座長である広田武治自治労神奈川県本部委員長から経過の報告をうけ、提案された規約、事業計画、予算案について満場一致で承認されました。また役員には別掲の理事18名、監事3名、そして事務局長には広田自治労県本部委員長、次長に上林得郎同県本部オルグの就任が決まりました。

総会は役員を紹介のあと渡辺精一、奈川大学教授（理事）が役員を代表して就任のあいさつがあり、成功裏に終了しました。

総会のあと第2部として、交流報告「地方自治研究所のあり方をめぐって」と題した講演を、山

内敏雄北海道地方自治研究所事務局長からうけ、地方自治に関する調査研究の必要性と、それに対する住民の期待の大きさについて、改めて参加した会員の認識が深められました。

（あいさつの要旨、講演内容については別掲のとおりです。）

出席された主な方々

- ・伊藤三郎川崎市長、葉山峻藤沢市長
- ・伊藤茂・岩垂寿喜男・加藤万吉衆議院議員
- ・和田静夫参議院議員
- ・小黒聡（フェリス短大）、渡辺精一（神奈川大）
山内敏雄（北海道地方自治研究所） 片桐薫（藤沢市）の各研究講師団
- ・大島明守地方自治センター事務局長
- ・木下信義 長洲一二と県民の会事務局長
- ・斉藤正・木村憲正・中尾安治・杉山喜三男、岡田一夫県会議員
- ・星野寧衛・広瀬礼子・酒井喜和横浜市議、小泉親昂鎌倉市議、小川寿雄逗子市議、青柳昇横須賀市議、樹居祐三・五十嵐のり子藤沢市議、大坂城二海老名市議、小俣三弦相模原市議

選任された新役員体制

理事	〃	福田利久（横浜市従）
学識経験者から	越智 昇（横浜市大）	〃 深堀義孝（川崎市職）
〃	緒形昭義（横浜国大）	〃 中村勝美（横須賀市職労）
〃	清水嘉治（関東学院大）	〃 長谷川文隆（藤沢市職）
〃	新田俊三（東洋大）	
〃	横山桂次（中央大）	事務局長 広田武治（自治労委員長）
〃	渡辺精一（神奈川大）	〃 次長 上林得郎（自治労県本部）
〃	斉藤 正（県会議員）	監事
労働団体から	諸星充司（県評議長）	自治労から 一之瀬弘行（県本部）
〃	菊地武廉（地区労代表）	〃 野上高伸（公企労）
〃	（電機労連）	〃 塩田一三（相模原市職分）
〃	（新産別）	
〃	（横浜市労連）	※ 代表理事については第1回理事会において学識経験者のうちから理事の互選により選出することになっています。
〃	（川崎市労連）	
自治労から	山本 茂（県本部）	

設立総会によせられた 各界からの励ましの言葉

(発言順)

労組と住民との かけ橋に

神奈川県評議長

諸星 充司



3年前から総評春闘共闘は「国民春闘」を提唱し、今年からはそのとりくみを年間を通じた運動にしていこうとしています。この運動をとおして、労働組合が住民と手を取りあって地域社会の中で運動するためには、地方自治という制度、その内容が大きな意味をもってきていることが実感としてわかってきました。しかし実際にはこうした問題意識はあっても、自治についてどうしたらよいか戸惑っているともいえるでしょう。

こうした意味から見ても革新県政、市政を住民自らのものとするためにも、このセンター設立の意義は大きいものがあり、その成功のために皆さまのご協力ご支援を期待しています。

幅広い考え方 の結集を

川崎市市長

伊藤 三郎



私自身、かつて自治体の労働者であり、専門的研究機関の必要性を訴えてきた者のひとりとして、ここに自治労の10年越しの課題が、大きく発展した型で結成総会をむかえることができたことについて、ひととき感慨深いものがあります。

身近かさのあまり注文をつけさせてもらおうとす

れば、地方自治を議論するにあたっては自分たちの組織の考え方をおしつけることは極力さけてもらいたいということです。一人ひとりの生活の中から生れることがら、それを見すえ大切にしながら研究活動をすすめること、それがないと一人よがりになってしまうからです。

もう一つは、大変なことですがセンター活動に従事するひとが、片手間や2足のワラジでやろうとしたらだめです。民主主義を育てる、地方自治を確立させるために生涯をかけてやってもらいたいものだ、と思います。そして設立したからには開店休業にならないよう、息の長い活動を期待しています。

自治革新から 国政革新へ

衆議院議員

岩垂 寿喜男



国が住民を支配し管理する道具として自治体を利用している。これを痛感して私は衆院の中で地与行政委員会に所属することにしました。今日、出席されている加藤万吉・伊藤茂代議士も同様だと思います。

住民の福祉を守るのが自治体の任務でありそのために自治が確立されなければならない。しかし現実はそのようになっていないのです。皆さんと一緒にこの自治研センターをつくり、発展させ、真に住民のための自治体づくりをすすめましょう。

その中から国政を変えるための、さらに日本の民主主義を発展させる運動とエネルギーが生れて

くると思います。

自治研20年の 成果をもとに



衆議院議員

和田 静 夫

今日同僚の山崎昇議員の代理でご挨拶します。今からちょうど20年前、第1回自治研集会在甲府で開かれました。当時山崎さんがその責任者としての副委員長、私が組織局長でした。

山崎さんも私も、その後新しい任務につきましたが、自治研運動のささえがあってはじめて国会の場で地方自治の問題をとりあげることができたのです。そしていま、国の政策を自治体の行財政を強化させる方向へ転換させることを山崎議員ともども努力しているところです。

4年前には自治労本部が地方自治総合研究所をつくりました。そして各県での研究センターの誕生へと発展してきています。地方自治を住民の手にとりもどすため、共にがんばりましょう。

各地の自治研センター のカナメに



地方自治センター次長

大 島 明 守

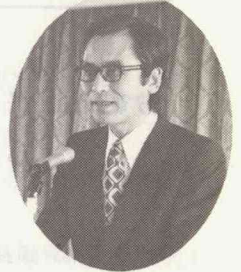
全国革新市長会の事務局である地方自治センターとしては、神奈川における自治研センターの設立に多くの期待をよせています。

長洲革新県政をはじめ、飛鳥田会長のお膝元であり多くの県民が革新市政下にあるこの革新県神奈川に、労働者と住民が手を取りあって研究センターをつくったことに、全国の仲間は注目しています。地域的な研究課題の追求も必要ですが、首都圏にできたはじめての研究所として、全国各地

の研究センターのカナメの役割をになっていると思います。

この神奈川のセンターがより多くの研究成果をあげられ、それを全国に波及させていかれることを心から期待します。

地方財政危機は構造的 原因から起きている



神奈川大学教授

渡 辺 精 一

研究講師団を代表してのあいさつをする任ではありませんが、先輩がお見えでないためだと思ひ、ひとことだけ申し上げます。

現在おきている地方自治体をめぐるさまざまな問題、特に地方財政の危機は、明らかに構造的な問題からおきています。たんに国を地方の財源の分配だけでなく、制度そのものにあるといわざるを得ません。

この問題を解決するのは財政学上の問題もさることながら、社会経済上のシステムの変更なしにまさつを解消することはできません。ひとつの学問だけでなく、いわゆる学際的研究が必要となってきます。

およばずながら理事として選任されました以上は、自治研センター発展のための任務をはたしたいと考えています。

総会によせられた主な祝電

- 長洲一二県知事、飛鳥田一雄横浜市長、正木千冬鎌倉市長
- 大出俊・平林剛代議士、片岡勝治・竹田四郎参議院議員
- 自治労本部、地方自治総合研究所、兵庫・徳島・島根・大分地方自治研究センター
- 相模原・横須賀・小田原地区労

規 約

第1条（名称）この団体は、神奈川県地方自治研究センター（以下センターという）と称し、事務所を横浜市中区内におく。

第2条（目的）このセンターは、神奈川における自治および都市問題に関する総合的な研究機関として、自治体関係者、学識経験者ならびに住民・労働者の交流によって、広範な政策構想を充実させ、住民と密着した民主的自治体行政を推進することを目的とする。

第3条（事業）このセンターは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1)自治体行政の関係資料の収集
- (2)自治体行政に関する調査と分析
- (3)民主的自治体行政を推進するための政策研究
- (4)自治意識の向上をはかるための啓蒙普及活動
- (5)その他前条の目的達成のために必要と認めらるる事業

第4条（会員）このセンターは、目的に賛同する個人および団体によって構成する。

第5条（会費）このセンターの会費はつぎのとおりとし、加入口数については制限しない。

- (1)個人会員 月額1口 300円
- (2)団体会員 月額1口 1,000円
- (3)特別会員 年額1口 500,000円

第6条（役員等）このセンターにつきの役員をおく。

- (1)代表理事 若干名
- (2)理事 若干名
- (3)事務局長 1名
- (4)事務局次長 1名
- (5)監事 若干名

2. 役員は総会において選出するが、代表理事は理事の互選による。

3. 役員のほか、研究活動・事業の企画等を円

滑に行うため、理事会の承認を得て顧問、研究講師団、企画委員および研究員（いずれも若干名）を選任することができる。

第7条（職務）代表理事はこのセンターを代表し、所務を総括する。

2. 理事は理事会を構成し、所務の執行を決定する。

3. 事務局長は代表理事事故あるときこれを代行し、所務の企画・運営を執行する。

4. 事務局次長は事務局長を補佐し、企画・運営・財政を担当する。

5. 監事は会計事務を監査する。

6. 顧問は研究活動等の相談に応じる。

7. 研究講師団は研究課題別に専門的研究をおこなう。

8. 企画委員は研究課題と事業を企画・実践する。

9. 研究員は研究講師団を補佐し、研究を行う。

第8条（任期）役員等の任期は1年とし、再任をさまたげない。

第9条（機関等）このセンターに総会、理事会をおき、代表理事が機関を招集する。また理事会の承認を得て事務局長は企画委員会を招集することができる。

2. 総会は個人、団体（2口につき1名）、特別（1口につき3名）の会員をもって構成し、事業計画の決定、事業報告の承認のほか、このセンターの運営に関する重要な事項を議決するため、年1回開催する。

3. 理事会は理事をもって構成し、代表理事を互選し、総会の議決した事業の執行、研究者等の選任を行うほか、センターの運営・執行に関する事項を決定するため、随時開催する。

4. 企画委員会は企画委員をもって構成し、理事会の決定する研究・事業を企画し実践する。

第10条（議決）機関等は定員の過半数をもって成立し、

出席者の過半数の同意をもって決するものとする。
第11条（財政・会計年度）このセンターの財政は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入によって財源とし、会計年度を4月1日から3月31日までとする。

第12条（改廃）この規約は総会の議を経て改廃する。

第13条（附則）この規約は1977年6月4日から施行する。

1977年度 事業計画

1. 調査活動

(1) 資料の収集

各自治体の行政執行方針、予算・決算書を中心にして、統計・広報などの刊行物を収集します。また自治体に関する文献や定期刊行物を購入し資料とします。これら資料を整理保管すると同時に会員の閲覧に供します。

資料を継続的に収集するため、各自治体で協力を得られる会員の獲得活動をすすめていきます。

(2) 調査活動

自治体の決算資料を中心にして各市町村ごとに類似自治体間の比較しやすい統計資料を作成します。住民意識調査や自治体職員の意識調査をするための検討を行います。また会員の依頼等をうけた自治体行財政の実態調査などを行っていきます。

2. 研究活動

(1) 基本研究活動

国と自治体との関係、県と市町村との関係における予算上や事業執行上のながれを調査し、そこにおける問題点や住民とのかかわりを明らかにするための分析研究をすすめます。具体的には企画委員会で対象とする事業内容やテーマを設定し、長期間かけた総合的な研究活動の中心として規定していきます。

(2) 問題別研究

各自治体の政策、財政状況、福祉・生活環境・公営企業などの行政実態を問題別、テーマ別にプロジェクトをくみ調査研究を行います。これらは必要に応じて研究委託することもあり、自治体独自の研究課題に援助を行うことも検討します。

(3) 政策研究

民主的な自治体政策を推進するための政策研究を行います。政策研究会を開き、各方面からの意見を聞くと同時に、住民自治確立にむけての研究をつづけていきます。

(4) 研究者のネットワークづくり

学者、議員、自治体関係者や自治労幹部活動家などの自治体問題に関する研究者のネットワークづくりを行い、自治研センターが事務局としての役割をはたしながら、地域における研究活動の促進をはかります。

3. 教育活動

(1) 現代地方自治講座

地方自治の基本原則、自治体行財政の構造とその改革の方向などについての公開講座を開きます。大都市、湘南、県央など会場を移しながら、研究講師団を中心にして県内外の学者を招きつけて開催していきます。

(2) 地方自治スクーリング

自治体改革をすすめていくための重要な任務をもつ議員、活動家を対象とした宿泊講座（地方自治スクーリング）を開催できるように検討をはじめます。自治研運動のすすめ方や、行財政研究の実践にあたっての基礎講座として位置づけ、活動家養成をはかっていきます。

(3) セミナー等の開催など

問題別研究の成果の発表や、時宜に適したテーマによるセミナー、討論集会などを適宜開催します。また各組合や団体などで開催する自治研集会、学習講演会などについて会員の依頼をうけ講師等をあっせんし、必要に応じて研究講師団の派遣をおこないます。

4 出版事業

(1) 会報

会員に対して資料の紹介や事業案内を中心とした会報を毎月発行します。また会報の特集号で適宜研究成果の発表を行っていきます。

(2) 月刊自治研

会員に対して「月刊自治研」を自治体問題に関する資料として、会報とあわせて無料で配布します。

(3) 出版事業

主要な研究課題の研究成果や調査分析の結果を、さらに自治体政策についての論文集などを出版できるようにし、調査資料集などの編集を含めた出版事業の準備をすすめます。

1977年度 予 算

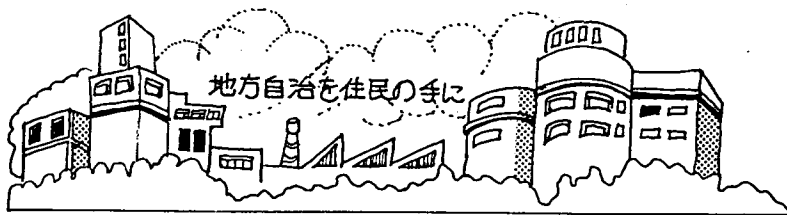
収 入 の 部

自1977. 5. 3 ~ 1978. 3. 31

科 目	予 算 額	説 明
1. 会 費	7,600,000 円	
(1) 個人会費	1,800,000	@300 × 500口 × 12月
(2) 団体会費	1,800,000	@1,000 × 150口 × 12月
(3) 特別会費	4,000,000	@50万 × 8口
2. 調査委託収入	500,000 円	自治総研よりの共同研究委託費
3. 寄 附 金	10,000 円	
4. 繰 越 金	0 円	
5. 雑 収 入	10,000 円	利子その他
合 計	8,120,000 円	

支 出 の 部

科 目	予 算 額	説 明
1. 事 務 局 費	1,800,000 円	
(1) 事 務 所 費	1,200,000	月10万×12月
(2) 事 務 費	300,000	事務用品・消耗備品等 月2.5万×12
(3) 通 信 費	300,000	郵送料・電話料その他
2. 会 議 旅 費	1,200,000 円	
(1) 会 議 費	500,000	総会20万 理事会15万 企画委15万
(2) 旅 費	700,000	自治研集会その他出張旅費
3. 資 料 費	2,500,000 円	
(1) 函 書 資 料 費	500,000	図書・資料・新聞・関係誌の購入
(2) 月 刊 自 治 研 費	1,200,000	@200×500部×12月
(3) 出 版 費	800,000	会報5万×12月その他
4. 調 査 研 究 費	2,500,000 円	
(1) 調 査 活 動 費	500,000	調査活動に要する費用の概算
(2) 研 究 費	1,200,000	研究に要する会議・資料・委託費など
(3) 教 育 研 究 費	800,000	講座・セミナー・研究発表会など
5. 予 備 費	120,000 円	
合 計	8,120,000 円	



地方自治研究所のあり方をめぐって

北海道地方自治研究所

山内敏雄

(神奈川県自治研センター研究講師団)

これまで北海道で地方自治の研究所をやってきた運動への過程をふりかえってみて、こんなことが問題として考えられていかなければならないのではないかと気づいた点についてお話ししたいと思います。

北海道では今年で第10回目の総会が終り、まる9年たったわけですが、労働者が中心となり学者、研究者さらに革新自治体や革新議員の参加でつくるこの種の研究機関のあり方をめぐって、自己批判と自戒をこめた話となろうかと思っています。

1. 研究所のあり方についての私見

(1) 市民に開かれた研究所として

地方自治研究所というのは多くの場合、自治労の、あるいは自治体にかかわった人々（革新自治体など）が中心になって作られます。勿論革新議員や革新的考えを持った学者、研究者が参加をして最初は出発します。

ところがいつの間にか自治労や革新自治体の附属機関的な色彩をどうしても持ってきます。軸となる自治労がやっていくのは当然ですが、地方自治というものが自治体だけの問題、あるいは自治労の問題として矮小化されていく傾向がみられます。最初の構えは大きくして設立されるが、どうも何年かたつと自治労や自治体関係者だけの、密室の研究機関となりやすい傾向があるようです。

地方自治の研究機関は、基本的には開かれたものでなければならぬと思います。全労働者のものとして、国民レベルの政策課題にとりくみ、それを発展させるためにも市民各層に対して開かれたものでなければならぬはずす。

いまの地方自治のおかれている状況、それは今

日の政治の根底にかかわる問題です。生活を忘れた今の政治のありようを、生活が主体となる政治に変えていくためには、地方自治を自治労や自治体関係者だけのものと矮小化して考えてはならないのです。

(2) 現実的効用をすぐ求めるな

地方自治研究所の多くは労働者が中心となつてつくるものですから、スポンサーは労働組合です。スポンサーは「金を出すかわりに口も出す」というきらいがあります。

しかし、研究成果というものはお金を出せばすぐ靈驗あらたかに生れ出るものではありません。息の長い地味な研究活動の積み重ねのなかから珠玉のような、小さいがキラリと光る成果が生れてくるのです。

「作っただけですぐ役に立たない」という現実効用を求めがちですが、これはむりです。また研究課題をスポンサーの必要によっておしつける。そして都合の良い答をほしがる。これではだめです。

自治研究、自治革新は終ることのない課題です。

その意味では「金を出すのが口は出さない」といったある種の寛容さが必要なのではないでしょうか。

また、それとは反対に「金もあまり出さないが口も関心も示さない」ほどほどに「ないより有った方が良い」と軽く考えているところもあります。労働者の知的アクセサリとなってしまいます。これでは本当に研究所が労働者にとっての知的よりどころとなっていかなければならないのでしょうか。

(3) 労働者と学者の緊張関係を

ではなぜ労働者が自治研究所をつくるのかといえば、労働者、市民の知的拠点をつくることに目的があります。そのためにはどうしたらよいか、ということになります。

まず、研究機関の分担として、知的作業（研究活動）は学者がやり、行動は労働者が行う、こうしたパターンを反省しなおす必要があるように思います。労働者が知識だけを学者から借りて知的ふるまいをするだけでは、もうすまされない状況にきています。

労働者自らが、自前で頭の中で考える環境をつくる。そして学者、専門家と労働者が真剣になっ

りをしていかなければならないのではないのでしょうか。ほんとうの意味での格闘が生れてくる必要があります。

労働者に対して「労働者は真剣にものを考えない」という学者側の不満。学者に対する労働者側の「理論だけで現実の役にはたさない」という不満。こうした相互の不信感をもって、理屈のうえだけの話し合いでは、ほんとうのものは生れてこないのではないのでしょうか。労働者が自らの頭で考えたことを学者にぶつける。学者もそれを真剣にうけとめる。こうした緊張関係をつくり出していくことが、労働者にとっても、また学者にとっても必要なことだと考えています。

政治のあり方、地方自治のあり方を考えるうえで、革新自治体や労働者の姿勢がいま問いなおされています。その意味から自治研究所を作るにあたって、自分たちだけの都合の良いイデオログだけの集まりになりさがってはいないか、市民的な広がりをもてなくなっていないか、答えを出す人と実行する人がバラバラになってはいないか、こういう点に対して一定の警戒心を持ってのぞむ必要があるのではないのでしょうか。

2. 研究所の運営をめぐる

(1) 独自の資料整備体制づくりを

次に研究所の具体的な点について、経験のなかから気づいたいくつかのことがらについてふれてみたいと思います。

こちらの事業計画の中で調査活動のことがふれられていますが、この基礎資料をどう収集し、どう整備するかについて、研究所独自の資料整備の体系づくりをされる必要があると思います。

どこの研究所へ行っても、文献にせよ資料にせよ、一定の知的雰囲気をつりまくだけのものはありますが、独自の資料整備体制が確立されているところは少いようです。どこにでもあるものを収集してもはじまらないのでして、例えば県内の各

自治体の施政方針書、予算書、決算書、すべて網らされ整備され、いつでも研究所へ来れば見られる状態になっていることなど、地方における研究所の特色となっていかなければならないのではないのでしょうか。

さらにいえば、この情報化社会といわれる現代ですから、すべての地方自治に関する資料を収集するということは物理的にも経済的にも不可能です。したがって公的研究機関や公立図書館などとリンクした型での情報交換も必要となってくるでしょう。これらを含めた資料整備体制を独自なものとしてつくりあげていくことが必要だと思います。

(2) 自立的な教育活動を

教育活動については、地域住民の自治意識向上とか、自治体職員の研修とか、自治労組合員の活動家養成とかさまざまな課題があります。特に自治労の自治研活動とのかかわりから見てみますとどうしても労働者学習のあり方と自治体職員の研修のあり方、との間の統一的なとらえ方ができにくいという現実があります。

それでは革新自治体を対象とした中間管理職の研修と、一般組合員の教育との間に統一的なとらえ方をする基本は何かということになります。そこで自治研活動とは何かという基本にたちかえり、研究所の教育活動とが「住民自治をどうつくりあげるか」という点での思想的な統一が求められてきます。

さらに、教育活動をする場合、進歩的と考えられる学者、専門家をよび講座を開けばたちどころに意識が進歩的になる、という楽天的な考え方が、どうも支配的なようです。労働者、革新自治体が行う労働者、市民の教育活動のありようは、いままでの学校教育の延長線上のパターンで考えてはならないと思います。労働者自身の自立的な学習方法を開発しながら本格的にとりくんでいかなければならないのではないのでしょうか。

(3) 研究課題は市民生活の中にある

研究活動の問題についていえば、まず研究課題をどう設定するかが問題となります。私どもの経験からしても、研究課題はごく少数の学者・研究者の問題意識のなかから決められてくることが多いようです。これではなかなか全体の問題意識をよびおこし関心を高めていくことはできないのです。

研究課題の設定にあたってはかなり広範な議論をしていく必要があります。市民生活、国民生活の日常の中に課題がある、という目的意識で研究課題の設定を考える必要がでてきます。市民生活の日常のなかにはさまざまな課題がありますが、研究所の処理能力、力量との関係で何らかの選択



(講演する 山内敏雄氏)

をしなければならなくなります。この場合より多くの人たちによって問題が選ばれることが大切となってくるのです。

北海道の場合、新しく道政調査会の設立準備が進んでますが、この中でより多くの道民、市民の要求や意識をくみこめる方法として、地域ごとの懇話会をつくりあげ、それを地域調査会に結集しあう方法を研究しはじめています。こういった住民の要求や意識が結集できる手続き方法についても検討する必要があるのではないのでしょうか。

(4) 研究体制と事務体制の確立を

研究所をつくる場合、多くのところで悩んでいるところですが、自前の研究員体制ができていくということです。研究所に専任の1~2人のスタッフが配置できるところは良い方でしょう。

ところがこれでは事務体制ができていないだけすぎない。資料の整理、定期刊行物の発行、その他の事務処理で手いっぱいとなってしまいます。この中から知的作業を自らの手で進めるという意識が欠落してしまう。そこで既存の学者、専門家に研究をまかせてしまうこととなります。

労働者、市民が自らのものを考える場として研究所をとらえるとするれば、事務体制の確立と研究員体制の確保は労働者自らの手でつくりあげられていかなければならないのです。研究員を専任にするためにはそれだけ必要な経費がかかりますから、労働者自身がそれだけの経済的負担にたえられるかどうか、真剣な議論が必要となってきます。経済的負担がむりだとすればどうするか。活動家

自らが非常勤の研究者として、どう数多く確保し得るか、ということになります。

研究所が本当に労働者、市民のためになるためには研究の実践を労働者自らが行う以外にはないといえるのではないのでしょうか。

おわりに

神奈川県は全国の革新の拠点といわれ、長洲革新知事をはじめ横浜、川崎、鎌倉、藤沢といった代表的な革新自治体があります。そして立派な学者、専門家、革新議員をもち、今日お集りの有能な活動家の皆さんがいらっしゃるわけですから、い

ままでお話したことはほんの老婆心であり、杞憂にすぎないことだと思います。

それだけに神奈川にできたこの研究センターの成熟、発展は、地方におよぼす影響はとても大きいものがあります。地方にある研究センターはどこでも上下関係でなく、横の連帯を強くもとめています。地理的条件からみても、全国にある地方自治研究所のむすび目の役割を、この神奈川自治研センターがになってもらいたいと思っています。

そのために発展していただきたいことを心から願いながら話を終らせていただきます。

各地の自治研センター

地方自治総合研究所

東京都千代田区五番町10 五番町センタービル4F
☎03(264)5924

地方自治センター(全国革新市長会事務局)

東京都千代田区隼町2-18 浅井ビル内
☎03(265)2775

北海道地方自治研究所

北海道札幌市中央区北3条西4丁目 北海道労働会館内 ☎011(251)4737

青森県地方自治センター

青森市本町5-9-3

福島県地方自治研究所

福島市杉妻町2-16 県職員会館内
☎0245(21)1728

新潟県自治研究センター

新潟市一番堀通 県庁分館内 自治労新潟県本部気付
☎0252(67)0917

栃木県地方自治研究センター

宇都宮市埜田町506 県庁内 自治労栃木県本部内
☎0286(22)6225

長野県地方自治研究センター

長野市南県町 県庁内 自治労長野県本部気付
☎0262(33)0349

兵庫地方自治研究センター

神戸市生田区中山手通3-64 大東ビル内
☎078(392)1961~2

島根県地方自治研究センター

松江市御手船場町字伊勢宮
☎0852(21)9781

徳島地方自治研究所

徳島市昭和町3丁目 労働福祉会館内
☎0886(25)8387

高知県自治研究センター

高知市本町4-1-33 自治労高知県本部内
☎0888(24)0151

大分県地方自治研究センター

大分市大手通3-2-9 自治労大分県本部内
☎0975(36)6644

宮崎県地方自治問題研究所

宮崎市広島1丁目11-16 労働福祉会館別館内
☎0985(28)2611

鹿児島県地方自治研究所

鹿児島市山下町 県庁内 自治労鹿児島県本部気付
☎0992(26)7311

顧問団予定名簿

役 職 名	氏 名
神奈川県知事	長 洲 一 二
横浜市市長	飛鳥田 一 雄
川崎市市長	伊 藤 三 郎
鎌倉市市長	正 木 千 冬
藤沢市市長	葉 山 峻
自治労本部自治研推進委員長	藤 井 照 生
衆議院議員	伊 藤 茂
"	岩 垂 寿喜男
"	加 藤 万 吉
"	大 出 俊
"	平 林 剛
参議院議員	片 岡 勝 治
"	竹 田 四 郎

研究講師団予定名簿（五十音順）

相 原 光（横浜市大・国際経済学）	小 林 幹 司（弁護士）
今 井 清 一（ " 政治史）	寒河江 晃（ " ）
一 杉 哲 也（ " 経済財政）	清 水 嘉 治（関東学院大・経済学）
井 手 文 雄（日本大・財政学）	滝 沢 正 樹（ " 社会学）
宇 野 峰 雪（弁護士）	富 田 富士雄（ " 社会学）
鷄 飼 良 昭（ " ）	塚 清 司（横浜市大・憲法行政法）
越 智 昇（横浜市大・社会学）	福 田 徹（弁護士）
小 黒 聡（フェリス大・教育学）	新 田 俊 三（東洋大・経済学）
大 谷 喜与志（弁護士）	宮 川 武 雄（神奈川大・経済学）
緒 形 昭 義（横浜国大・建築工学）	三 沢 浩（横浜国大・建築工学）
片 桐 薫（藤沢市参与）	山 本 秀 雄（立教大・公営企業）
河 村 十寸穂（横浜国大・社会学）	山 内 敏 雄（北海道自治研究所）
柿 内 義 明（弁護士）	横 山 桂 次（中央大・政治学）
鎌 形 寛 之（ " ）	渡 辺 精 一（神奈川大・地方財政学）
小 池 貞 夫（ " ）	

県内自治体のうごき

「県自治研」が始動

事務局長に広田氏
事業計画など承認

「マル秘文書は思想統制」

相模原市職労反発

要綱づくりに
撤回求めて闘争中

相模原市は、東京都の「秘密文書等処理基準」を参考にした「秘密文書及び取扱注意文書取扱要綱」を作る検討を進めているが、同市職労（塩田一三執行委員長、二千百八十人）が「職員を秘密主義にさせる思想統制であり、市民の知る権利を侵害し、職員の労働条件を低下させる」として、撤回闘争を始めた。市側は「昨年、市役所で起きた汚職事件をふまえて、職員のモラルを高めるのがねらいで、言論統制などの他意はない」と説明しているが、市職労側はすでに先月末、全面撤回の要求書を館森市長に提出、1日には午前八時十分から市役所玄関前で開いた早朝集会で、組合員に職場討議を呼びかけるなど、闘争を拡大させており対立激化も予想される。

<6月2日(木)朝日>

マル秘文書要綱誤解招くと

相模原市 撤回

相模原市は2日、同市職労（塩田一三執行委員長、二千百八十人）と対立していた「秘密文書及び取り扱い注意文書取り扱い要綱」の実施をとりやめることにし、塩田委員長ら組合幹部にこの意向を伝えた。

組合との対立が2日朝、表面化したため、市側が午前中に協議し

て決めたものである。

<6月3日(金)朝日>

新神奈川計画

構想と統一欠く
基本計画手直しへ

新神奈川計画を討議している県総合開発審議会（都留重人会長）の5回目の会合が2日、県庁で開かれ、初めて示された基本計画の事務当局案などをめぐって討議した。

基本計画案は第1章計画のねらい、第2章計画実現のために、第3章基礎条件の方向、第4章基本施策の方向一の4章から構成されているが、この日の会議では「基本構想を受けたのが基本計画だが、この両者の整合性に不十分どころが多い」との意見が強く、次回同審議会開催までに大幅に手直しすることになった。

構想と計画の考えが一貫していない点について都留会長は「基本構想には県の手にある国が権限を持つ事柄や、市町村の仕事なども含めて盛られているが、基本計画ではこのうち県が担すべき問題をはっきり仕分けして取り出す必要がある。そうでないと次の段階の実施計画に結びつかない」と説明した。

正副会長と事務局で大幅な書き直しをして、次回7月11日の同審議会に再び諮ることになる。

<6月3日(金)神奈川>

自治労県本部（広田武治委員長）が地方政治の変革を目指し、自治と都市問題について専門的な研究に着手するため準備を進めてきた「県地方自治研究センター」の設立総会が、4日午後、横浜駅東口のスカイビル8階会議場で開かれ、正式にスタートした。総会では設立準備委員会の広田座長から提案された規約、事業計画、52年度予算案が満場一致で承認され、また、理事に越智昇横浜工大教授ら14人、監事に塩田一三相模原市職員委員長ら3人が選任され、事務局長には広田氏の就任が決まった。

<6月5日(日)神奈川>

51年度は黒字30億円

県財政
当面のピンチ去る

財政危機の50年度は53億円余の赤字で年越しした県財政だが、51年度は約30億円強の黒字決算の見通しとなった。これは不況のなかでも、本県の中心企業である自動車、カラーテレビが比較的、好収入を上げているため、それだけ県税収入も上がったわけで、数字の上で当面の財政ピンチは一応去ったことになる。

51年度予算における最終県税収入は2,777億円で、実際の県税収入は現在、はじき出しの作業を行っているが10億円ほど上回る見込み。これに5月臨時県会で認められた5億7000万円の県債収入、

さらに補正減に当たる不用額、使用料・手数料などその他の収入増がザッと15億円と見積られるため、これらを合わせ30億円強の赤字になるとみられるわけだ。

〈6月5日(日)神奈川〉

**川崎に新しい市民参加を
伊藤市長に提言
多摩地区の学者ら**

川崎市多摩区に住む学者らが「川崎における新しい市民参加のあり方」と題する提言をまとめ、代表者が4日、市役所を訪れ伊藤市長に提言書を手渡した。

この提言のサブタイトルは「参加と連帯の市政を進めるための多摩区からの提言」となっており、都市づくりを進める主体は市民であるという市民自治の原則から、代表民主制とともに市民の市政への直接参加のルート保障のために区民委員会、区民会議の設立や市民広場などの集会施設の確保などを提案している。市ではこの提言の趣旨、理念に沿いながら秋までに「新しい市民参加」の町づくりの方策について取り組む方針。

提言をまとめたのはいずれも多摩区在住の小林直樹東大教授（憲法学）らの6氏。6氏は羽鳥国夫多摩区長から委嘱された「多摩区民懇話会」（藤田親昌座長）のメンバーで、3月から6回にわたり会合を開き、自主的に定めた「新しい市民参加」のテーマについて研究・討議を重ねてきた。提言の作成にあたっては東京・武蔵野市や横浜市などの市民参加方式を検討すると同時に、区民の中から市政についてこれまで建設的な意見を

述べてきた6人を招いて十分に意見を聴くなど幅広い作業を行い、先月25日に6氏が集まり最終的なまとめを行った。

〈6月5日(日)神奈川〉

**横須賀市長選
再選期す市長スローガン
美化運動とそっくり**

任期満了に伴う市長選告示を8日に控えた横須賀市で、再選をねらう保守系の横山和夫現市長の掲げる選挙スローガンとまったく同じ「クリーンよこすか」のステッカーが市費でつくられ、市内63の全小中学校の約54,000人の子どもたち全員に配られようとした。このため革新系から出馬予定の正木義雄横須賀地区労議長選挙母体「ともに歩む市民連合」=木村敬代表=は6日、「市民運動の一環とはいえ、告示直前に配るのは明らかに事前運動だ。市費を使うのは公私混同であり、子どもまで巻き添えにするのは許せない」と横山市長に公開質問状を出した。同市選管も「公選法違反の恐れがある」との見解を示している。

〈6月6日(月)朝日〉

**鎌倉市議選
持ち帰りは早合点
倉庫にあった923票**

923票という大量の「持ち帰り票」が出て、選挙無効の異議申し立てなどが出されていた鎌倉市議選=5月8日執行=について、鎌倉市選挙管理委員会は7日朝から全投票用紙の公開再点検を行ったところ、問題の「923票」が市庁舎1階選管倉庫に保管されてい

た投票用紙を入れるビニール製かごの底に束ねずに置かれていたことが判明した。市選管は夕刻からこの923票を改めて「開票」したところ、当選順位には前後入れ替わりが出たが、「当落」には影響はなかった。しかし市選管ではこの「923票」を既に開票済みの票に積み重ねて有効とするかどうか、1週間以内に決定する、という。

〈6月8日(水)神奈川〉

**横浜市 機構改革で大変動
総務局長に西脇氏**

横浜市は10日付で、局・区長、部長、課長級の管理職、計538人の異動を発令する。今回の異動は46年以来、6年ぶりに行われる機構改革に伴うもので、管理職が、500人を超える大異動は初めて。

機構改革は①市民福祉②市民活動③都市づくりの3部門を重点に強化拡充、再編成を図っているが、経済の低成長時代に即応して「都市開発局」を廃止、同局の部門を港湾局と計画局に吸収、計画局を「都市整備局」に名称変更（10日付）した点などに特徴がある。

今回の異動は①同一ポストに4年以上いた者の配転②区役所の助役（2等級）を廃し、新たに区政部と福祉部の2部制として「大区役所主義」に近づけ、2等級を増やした③このため、若手を大幅に起用④経済局物価対策部と市民局青少年部に、本庁では初の女性課長を起用した⑤水道、交通など企業局と市長部局の人事交流を図ったなどに特色がある。

〈6月10日(金)神奈川〉

地方自治関係

雑誌紹介

地方自治 A 5判 220円 毎月発行 地方自治制度研究会(自治省行政課)編集 働きようせい発行 ㊟03(571)2126

自治研究 A 5判 500円 毎月10日発行 良書普及会編集発行 ㊟03(812)1251

地方財政 A 5判 450円 毎月1日発行 地方財政協会編集発行 ㊟03(261)8547

地方財務 A 5判 660円 毎月5日発行 働きようせい編集発行 ㊟03(571)2126

都市問題 A 5判 450円 毎月1日発行 東京市政調査会編集発行 ㊟03(571)2126
68年の長い歴史をもつ都市問題の専門誌

都市問題研究 A 5判 450円 毎月20日発行 都市問題研究会(大阪市総務局)編集発行 ㊟06(203)2151, 大阪における都市と自治に関する研究誌



かながわ
自治研センター

設立記念タイタック 発売中

¥ 300円

学者、研究者、自治体関係者、労働者市民の手によるこの「神奈川県地方自治研究センター」ができました。「地方自治を住民の手に」をあい言葉として、このセンターを発展させる意思をあらわしています。

都政 A 5判 240円 毎月10日発行
東京都政調査会編集発行 ㊟03(563)2981

都政人(地方自治ジャーナル) A 5判 300円
毎月 日発行 都政人協会編集発行
㊟03(359)3818

市政 A 5判 200円 毎月1日発行 全国市長会編集発行 ㊟03(262)5231

地方自治通信 B 5判 400円 毎月5日発行
地方自治通信編集委員会編集 地方自治センター
(全国革新市長会)発行 ㊟03(265)2775

地方自治資料 B 5判 150円 毎月1日15日発行
地方自治研究所編集発行
㊟03(261)5391 月2回の発行で600号を越す歴史を持つ。

北海道自治研究 B 5判 250円 毎月15日発行
北海道地方自治研究所編集発行
㊟011(251)4737 5月で100号を数える地方における先駆的な研究誌

自治研島根 B 5判 200円 毎月1日発行
島根県地方自治研究センター編集発行
㊟0852(23)3300

月刊自治研 A 5判 300円 毎月5日発行
自治研中央推進委員会編集 自治労本部発行
㊟03(263)0261(当神奈川自治研センターの会員には無料で配布されます)

以上の雑誌は当自治研センターで定期講読(又は交換交流)している地方自治と都市問題に関する専門誌です。この他まだ多くの雑誌がありますが、発足にあたって準備したものですから、会員の皆さんからのご意見を是非およせください。

今月の統計から

《基準月4月》

▽ 卸売物価指数 169.4 (45年=100)
△ 0.1 (前月同比)

▽ 消費者物価指数(全国) 117.9 (50年=100)
1.6 (前月同比)

▽ 労働力人口
就学者(総数) 5,230万人
雇 用 者 3,781 "
完全失業者 127 "

▽ 賃 金
全 産 業 164.2千円(給与 158.8) 定期
製 造 工 業 150.2 " (" 147.5)
卸 小 売 152.9 "
実質賃金指数 78.1 (50年=100)

▽ 国際収支
総合収支(IMFベース) 359 (100万ドル)
外貨準備高 17,317 (")
輸出総額 6,852 (")
輸入 " 5,747 (")

編集後記



第1号の自治研かながわ月報をお届けします。設立総会が無事に、しかも成功裏に終わったのでほっと一息……というわけにもいきません。とりあえず1号目を発行しなければならないと汗をかきながらの編集。はたしてどんな出来上りか、気をもんでいます。

この雑誌(?)が会員の皆さんの手もとに渡るころは、参議院選挙で多忙の時期です。保革の逆転になるかどうか、天下分け目の決戦です。金権腐敗の自民党保守政治とオサラバして、地方自治を住民の手にとりもどすことができるようガンバラなくちゃ。

第1号ですから総会特集として編集しましたが、次回からは北海道自治研の山内敏雄氏の講演記録(?)が連載される予定です。「自治革新についての一考察」乞ご期待。またこの月報についてのご意見をどしどしおよせください。(上林)

社会人としての第1歩を新しくできた自治研センターとともにふみだすことができ幸せです。何もわからないのでどうぞよろしくご指導ください。(桜井)

1977年6月25日発行

自治研かながわ月報 創刊号

発行所 神奈川県地方自治研究センター
発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円
〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎ 045(662)0743~4
振替口座 労働金庫本店 1365-001812 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821, または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ 定価300円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。